

## 水戸市の条例制定について

市条例について、県条例と相違する項目を「水戸市が独自に定める基準」として規定します。

各項目について、該当するサービスに○印を付します。

項目	水戸市が独自に定める基準	サービス種類												
		訪問介護	介護予防(訪問入浴)	介護予防(訪問看護)	介護予防(訪問リハ)	介護予防(居宅療養)	通所介護	介護予防(通所リハ)	介護予防(短期生活)	介護予防(短期療養)	介護予防(特定施設)	介護予防(用具貸与)	介護予防(用具販売)	施設サービス
(1) 地域の様々な団体・施設等との連携	連携するよう努めるべき対象に、地域包括支援センター、ボランティア団体等を規定します。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2) 不適切な事業者の排除	水戸市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこととします。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(3) 食堂	基準省令上必要な面積(調理台、洗面器等が設置されている面積を除く。)を確保することとします。						○	○	○	○				○
(4) 機能訓練室	基準省令上必要な面積(調理台、洗面器等が設置されている面積を除く。)を確保することとします。 ※介護老人福祉施設のみ規定						○	○	○					○※
(5) 事務室	利用者を処遇する場所と明確に区画されていることとします。						○	○	○	○	○			○
(6) トイレの仕様	利用者の使用に適したものであることとします。						○	○	○	○	○			
(7) 移動の円滑化	利用者の処遇に充てられる場所については、利用者の円滑な移動に配慮するとともに、その場所が2階以上の階にある場合は、エレベーターを1基以上設けることとします。(傾斜路の設置等により市長が利用者の移動に支障がないと認めるときは、この限りでない。)						○	○	○	○	○			○
(8) 文書による契約	介護保険サービス提供に当たり、利用申込者の同意は、文書によることとします。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(9) 保険外サービスの根拠の明示	介護保険サービスの提供に付随して提供するサービスの費用の額に係るサービスの提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明及び同意は、文書によることとします。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(10) 成年後見制度の活用の支援	必要に応じて利用者の成年後見制度の活用を支援することとします。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(11) 口腔衛生の確保	口腔衛生の確保の取組を行うよう努めることとします。	○		○	○	○	○	○	○	○				○
(12) 身体拘束等を行う場合の利用者・家族への説明	身体拘束等を行う場合は、利用者及び家族に対する説明をすることとします。									○	○	○		○
(13) 運営規程の項目	苦情・相談の窓口及び入退所についての基準を規定します。 ※は入退所についての基準を規定するサービス	○	○	○	○	○	○	○	○※	○※	○※	○	○	○※

市条例について、県条例と相違する項目を「水戸市が独自に定める基準」として規定します。

各項目について、該当するサービスに○印を付します。

項目	水戸市が独自に定める基準	サービス種類												
		訪問介護	介護予防)訪問入浴	介護予防)訪問看護	介護予防)訪問リハ	介護予防)居宅療養	通所介護	介護予防)通所リハ	介護予防)短期生活	介護予防)短期療養	介護予防)特定施設	介護予防)用具貸与	介護予防)用具販売	施設サービス
(14)定員超過の報告	やむを得ず定員超過となる場合は、速やかに市長へ報告することとします。						○	○	○	○				○
(15)従業者との雇用契約等	従業者との雇用契約等の内容は書面で確認できることとします。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(16)勤務体制の記録	利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、サービス事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定め、記録することとします。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(17)協力歯科医療機関の確保	協力歯科医療機関を定めることを義務付けることとします。										○			○
(18)非常災害対策	①事業所の立地等から起こり得る非常災害に対する具体的な計画の策定 ②計画の定期的な見直し について規定します。						○	○	○	○	○			○
(19)住民への説明	事業の開始に当たり、地域住民に対し、サービス提供の内容等についての説明を行い理解を得るよう努めることとします。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(20)事故発生時の対応	事故発生時における市への連絡は、書面の提出によることとします。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(21)記録文書の保存期限	整備する記録は、その完結の日から5年間保存することとします。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(22)記録の保管場所	文書の提出若しくは提示の求め又は報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の命令若しくは帳簿書類の検査に対し、遅滞なく応じることができる場所に記録を保管することとします。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○